

4. 刀工国包の山城大掾とは

問 刀工国包の肩書「山城大掾」^{やましろだいてん}とは、何のことですか。
(1)

答 「山城大掾」は「やましろのだいじょう」と読み、刀工国包が寛永3年〔1626〕に受けた名誉称号⁽²⁾で、それ以後に打った刀の銘に刻んだものです。「山城大掾」とは、山城国の3等官の官職名⁽³⁾ですが、この場合のものは、全く職務も俸禄もない名目だけのもので、いわゆる揚名〔ようめい〕といわれるものであります。

諸国の地方官には守〔かみ〕・介〔すけ〕・掾〔じょう〕・目〔さかん〕の4等官があり、特に山城国の如き大国の3等官には、大掾〔だいじょうみ〕・少掾〔しょうじょう〕の2官階が置かれて⁽⁴⁾いました。律令制度が崩壊すると、官職は実体のない名目だけのものとなり、近世に入ると仁和寺⁽⁵⁾・大覚寺・勧修寺の3宮門跡〔みやもんぜき〕が、武家のみならず医師・画工・諸職人へも、官職⁽⁶⁾名授与の権限をもつようになり⁽⁷⁾ました。⁽⁸⁾

そうして、朝廷が3宮門跡に委任した官名授与行為は、明治2年5月の廃止に至るまで継続して行われてきたのであります。刀工の官名について「守貞漫稿」〔もりさだまんこう〕⁽⁹⁾（喜多川季莊）に、次の記事があります。『刀鍛冶（剣刀の工を云）中世以来専ら諸国の守掾〔かみ、じょう〕を⁽¹⁰⁾云あり、是朝廷より任じ玉ふ歟。今世も刀鍛冶及び鏡工等諸国の守及び掾⁽¹¹⁾と云あり』。なお、刀工国包の子孫は、代々刀工の家業を継ぎ、第14世に至るまで「国包」を襲名して名刀を残していますが、2世・4世国包は「山城守」の官名を受けております。⁽¹²⁾

注(1) 「掾」の第一の音は「えん」で「助ける。下役。縁。襟。袖口」の意味である。律令制で国の第三等官「じょう」にこの字を当てたのは「えん」の音のもつ意味からである。この字の他の音「てん」は「奔走経営することで」後から出た音である。「大漢和辞典」（諸橋徹次）に『掾……㊦じょう。古、地方の第三等官』としてある。

「広文庫」第10冊（物集高見、物集高量）に『掾じょう。官職備考六の三〔三宅帯刀。元禄8〕（大掾、少掾、大国ノ判官ナリ、大掾権大掾各一人、相当正七位下ナリ、少掾権少掾、各一人、相当従七位上トス、国中ノ事ヲ糺判シ、文案ヲ詳ニシ、稽失ヲ考へ、諸事ノ不法ヲ察スルコトヲ司ル、田令ノ職分田ヲ考フルニ、大少掾ハ一町六段を収ムルナリ、）同書、同巻四（掾、権掾、各一人アリ、上国の判官ナリ、掾ハ従七位上、権掾ハ令外〔りょうげ〕ノ官ナリ、後代是レヲ職司大国ノ掾ニ同ジ、田令ノ職分田ヲ考フルニ、上国ノ掾ハ一町六段ヲ収ムルナリ、』とある。

「日本史」（家永三郎）にも

『長官^{かみ} 次官^{すけ} 判官^{じょう} 主典^{さかん}

（国）守 介 大少掾 大少目』とある。

- 注(2) 国包が山城大掾の官名を受けたのは、一般に寛永4年〔1627〕といわれてきたが、これを寛永3年〔1626〕とするのは、「仙台藩刀匠鑑譜」（日本美術刀剣保存会宮城県支部）の、『寛永三年十月二日山城大掾藤原国包銘の刀がある』ということによる新説である。
- 注(3) 名ばかりで実のないこと。虚名。空名。有名無実の名目だけの国司を「名国司」〔めいこくし〕、同様に名目だけで職掌も俸祿もない諸国の次官以下を「揚名の介」〔ようめいのすけ〕、「揚名の掾」〔ようめいのじょう〕、揚名の目〔ようめいのさかん〕ともいった。揚名とはいえ、律令制の官職名を帯びることは、朝廷の権威を背景とすることなので、人々の執着が強かった。勿論、授受の方式は然るべき資格・要件・手続を要するものではあったが、武家時代には無法に自称したものも少なくなった。また便法による揚名の官が、今日まで職業名として残っているものに「左官」がある。これは、もと禁裏〔きんり〕の壁修理に、仮に木工寮〔もくりょう〕の属〔さかん。4等官〕として入れたからであった。暫定時限の揚名の官もあった。明治4年小曾禰乾堂に国璽・御璽の製作を命じた時、その作業期間中だけ五位に叙し侍従に任ぜられた。同様のことは、慶応3年〔1867〕12月、中村元祥に大日本国璽〔方2寸3分〕を作らしめた時、製作中だけ播磨介〔はりまのすけ。播磨国の次官〕とした前例がある。
- 注(4) 大宝令の制で戸口、田地などによって国々を大国・上国・小国・下国の4等級に分けた。山城・大和・河内などが大国であった。
- 注(5) 京都市右京区御室大内にある。真言宗御室派の総本山。宇多天皇が出家後入寺。以後御室御所と称し門跡寺となって明治維新まで歴代法親王が住持となる。
- 注(6) 京都市右京区嵯峨大沢町にある真言宗大覚寺派の大本山。もと嵯峨天皇の離宮であったが、貞観18年〔876〕皇女〔淳和天皇皇后〕が寺に改め、後に一時衰退したが、徳治3年〔1308〕後宇多天皇が再興。後嵯峨・亀山・後亀山天皇隠棲の地でもあったので、嵯峨御所ともいう。
- 注(7) 京都市東山区山科町にある真言宗山階〔やましな〕派の大本山。昌泰3年〔900〕醍醐天皇の生母藤原胤子の本願で創建。18代以降法親王を戴き、宮門跡を称した。通称山科門跡。かんじゅじ。かんじゅうじ。
- 注(8) 法親王、また入道親王が住持している寺の尊称。
- 注(9) 『是迄医師画工諸職人等位階及国名受領〔ずりょう〕之儀仁和寺大覚寺勸修寺ヨリ差許来候所向後モ総而可為停止旨被仰出候事〔明治二年〕五月 行政官』
- 注(10) 喜多川季荘編著。天保8～嘉永6〔1837～57〕頃成立。別書名「近世風俗志」。
- 注(11) 文化7年〔1810〕大坂に生れた。徳川中期の風俗史家。尾張部守貞とも称した。本姓石原氏。天保11年〔1840〕9月、31歳の時江戸に移住し、同時に北川家の嗣となる。喜多川の表記は北川の代字で、季荘は喜蔵の代字かといわれる。これより先、天保8年〔1837〕、江

戸深川に仮寓し、京坂及び江戸の風俗人情を記録する「守貞漫稿」の筆を起していたが、これは後に30巻の稿本となった。その記述、嘉永6年以後に及んでいるところから見れば、40歳代まで生在していたことは明らかであるが、いま歿年を詳かにしない。その稿本は東京帝大図書館に伝わり、これを「類聚近世風俗志」と題して刊行した。

注⑫ 刀工の官名の起原は、12世紀末から13世紀始めにかけて、後鳥羽上皇が「菊一文字」の刀を打つため、御番鍛冶を院の御所に入れる際、名目だけの官名を与えた時にあるといわれる。「菊一文字」とは、御番鍛冶を命じた備前則宗や貞次など一文字〔銘に「一」の字を刻む〕系の刀工が鍛え後鳥羽院が自ら菊の紋の刻印を打ったと伝えられる刀剣。院の御所で打ち上げた刀を菊御作〔きくのぎょさく〕・菊の御作〔ごさく〕・菊作りの太刀・菊作り・菊作〔きくさく〕・御所鍛〔ごしょきたえ〕・御所焼などともいう。

資料 大漢和辞典（諸橋轍次）

広文庫第10冊（物集高見、物集高量）

5. 伊達家の紋章「三引両」について

問 「市政のしおり」（仙台市議会事務局編）の巻頭に「仙台市の紋章と伊達家の紋章」と題して、次のように説明してあります。

『市の紋章は三引両（堅引両）から考案されたもので、仙台市の「仙」の字を図案化しています。三引両は伊達家の紋章で、始祖朝宗が幕の紋横画徽章として、源頼朝から賜わったものを、堅引両（堅画）に改めて使うようになったといわれます。引両は日月を意味し、両は竜の転化したもので（^①）す。伊達家では、この三引両を「竹に雀」よりも古くから使ったようで、仙台城内の書院・城内櫓の巴瓦、社寺建築にも見られます。』この中で『引両は日月を意味し、両は竜の転化したもの』とあるのは、どういうことなのですか。

答 「日本紋章学」（沼田頼輔）では、引両について次のように述べています。

『引両

引両紋は引龍・引輻・引料あるいは引両筋とも書く、その用字の一定していないようにその解説もまた一定していない。

「蒼梧随筆」〔大塚蒼梧。寛政12。〕「反古染」

⊖古字如此を日と申文字也

⊖古字如此を月と申文字也